

知床半島先端部地区の
自然環境保全のために

～環境省からの立ち入り自粛要請～



©斜里町



北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

環境省からの立ち入り自粛要請
～知床半島先端部の自然環境保全のために～

1 知床半島先端部地区への立ち入り自粛要請

2 知床半島先端部地区について

3 基本原則

- (1) 自然環境への配慮
- (2) 次世代への配慮
- (3) 自己責任
- (4) 事業者の責務

4 共通遵守事項

- (1) 植生等の保護にかかる事項
- (2) 野生動物の保護にかかる事項
- (3) 区域内の活動にかかる事項
 - ア 野営
 - イ たき火
 - ウ ペット等の持ち込み
 - エ 騒音
 - オ ゴミ・排水等の処理

(4) その他

5 特定地域・利用形態別遵守事項

- (1) 海岸部に関する事項
- (2) 山岳部に関する事項
- (3) 沿岸カヤッキングに関する事項
- (4) 河口部サケ・マス釣りに関する事項
- (5) 動力船による海域利用に関する事項

付録 ヒグマ対策について

参考 連絡先一覧

1 知床半島先端部地区への立ち入り自粛要請

原始的な自然環境や、海と陸が一体となった特殊な生態系の価値が認められ、平成17年7月に世界自然遺産に登録された知床では、その自然を体験したいという利用者が急激に増加しています。利用者の急激な増加による過剰利用が知床の自然環境に大きな影響を与えると考えられることから、現在、環境省においては知床に関わる多くの方々と共に知床国立公園の利用適正化について調査・検討を行っています。

特に原始的な自然が残る知床半島先端部地区については、たぐいまれな自然環境を守り、後世に伝えるためのルールづくりの検討を進めているところですが、その策定に当たっては慎重な作業が求められ、さらに時間をかけて検討を行う必要があります。

今お願いできることは、知床半島先端部陸域への立ち入りをできる限り控えていただき、貴重な自然環境に影響を与えないようにすることです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年 4月 24日

環境省釧路自然環境事務所長 星野 一昭



2 知床半島先端部地区について

知床国立公園知床半島先端部地区（以下「先端部地区」という。下図参照）は、極めて原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を有する地域であり、人類共通の財産として持続的な保全を図り、より良い形で後世に引き継いでいく必要があります。

「先端部地区」における利用にあたっては、「生態系の多様性を将来にわたり保全することを前提として、自然環境に支障を及ぼさないよう適切に行うこと（知床世界自然遺産候補地管理計画）」とされており、また、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とする（平成13年度策定「知床国立公園の適正利用基本構想」）ことが必要です。

「先端部地区」は、整備された道等の施設はなく、そのうえ刻々と変化する海況や風況、低い海水温等、厳しい自然条件が存在することに加え、ヒグマが高密度に生息する地域であり、一般的な利用に関する安全性や快適性は全く保証されていません。従って、「先端部地区」に立ち入る者は、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力及び危機管理能力が求められ、全ての行動に自己の判断が要求され、その結果は全て自己の責任に委ねられることを十分に自覚することが求められます。

なお、昭和50年代には知床岬周辺において遊漁船等による一般観光客の上陸利用が目立つようになり、自然の保護、観光地化の防止といった観点から、昭和59年に関係機関による「知床岬地区利用規制指導に関する申し合わせ」により、一般観光客のレクリエーション目的による立ち入りが制限されています。

関係機関は、この「申し合わせ」に基づいて合同パトロールや標識整備等の利用抑制のための対策を実施してきており、この「申し合わせ」の趣旨を今後とも引き続き徹底・強化することとしています。



3. 基本原則

(1) 自然環境への配慮

「先端部地区」の原始的な自然環境が損なわれることのないよう、自然環境（生態系も含む）の保護に対する意識を高く持ち、野生動物の行動に影響を与えないよう配慮するとともに、自然環境へのインパクトを最小限にとどめること。

(2) 次世代への配慮

将来ここを訪れる人達に「先端部地区」ならではの原始的自然を体験できる環境を引き継げるよう、立ち入りの痕跡を残さないこと。

(3) 自己責任

「先端部地区」は、整備された道等の利用施設はないうえ、極めて厳しい自然条件が存在する地域であり、これら過酷な条件に自らの力だけで対処できる極めて高度な技術と体力と判断力、ルート状況を事前に把握する情報収集能力及び危機管理能力を持つ者以外は立ち入らないこと。またその結果は全て自らの責任となること。

(4) 事業者の責務

ガイドや遊漁船・観光船等の「事業者」は本地域における利用適正化検討の趣旨を踏まえて自らの行動に責任を持つとともに、ルール・マナーの周知・啓発に心がけること。

4. 共通遵守事項

(1) 植生等の保護にかかる事項

- ①外来種の持ち込みを防止するため、事前に衣服を確認したり、靴底を洗う等して、付着した種子等の除去に努めること。
- ②踏み付けにより傷みやすい湿原等の脆弱な植生地や、表土が崩れやすい場所には立ち入らないこと。
- ③土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- ④枝条（木の枝等）の刈り払いは行わないこと。
- ⑤岩石、立木等に落書きをしないこと。

(2) 野生動物の保護にかかる事項

- ①希少鳥類の営巣地や海鳥類のコロニー及びアマツバメ・イワツバメの繁殖地には立ち入らず、近くに留まらないこと。
- ②野生動物の撮影や観察を目的として、野生動物の行動に攪乱を与える行為を行わないこと。
- ③食料やゴミを野生動物に奪われないよう、フードコンテナの使用等適切な保管を行うこと。
- ④野生動物に餌を与えないこと。

(3) 区域内での行動にかかる事項

ア. 野営

- ①脆弱な湿原や希少種に生育する草原・砂礫地等、植生に影響を与える場所での野営は行わないこと。
- ②野営地での行動についても、踏み付け等により周辺植生に影響を与えないようにすること。
- ③野営の痕跡を残さないようにすること。
- ④知床沼周辺、知床岬地区及びルシャ地区においては、自然環境保全やヒグマ対策の観点から野営は行わないこと。

イ. たき火

たき火は行わないこと。

ウ. ペット等の持ち込み

ペットやその他の動植物を持ち込まないこと。

エ. 騒音

騒いだり、大きな音を出す等、当地区の静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと。

オ. ゴミ・排水等の処理

- ①ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。
- ②石けんや洗剤は使用しないこと。
- ③携帯トイレを可能な限り携行すること。

(4) その他

- ①海産物の採取や漁業施設（コンブ干場、定置網、番屋施設等）への立ち入り等、漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。
- ②漁業施設である番屋に宿泊しないこと。
- ③遺物（土器片や石器等）に手を触れたり、堅穴と思われる窪地に立ち入る等、埋蔵文化財等に影響を与える行為を行わないこと。
- ④自然保護官、森林官、巡視員、監視員等管理者の指導、指示に従うこと。

5. 特定地域・形態別遵守事項

(1) 海岸部に関する事項

ア. 安全管理

海岸部では、岩壁や急斜面の高巻き箇所があり、濃霧等の悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地である等極めて厳しい条件下にある。従って、岩登り技術を持ち、危険に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。

イ. 溪流釣り

溪流に生息する魚類の多くが陸域と海域の栄養循環に貢献する生態系の重要な構成要素であり、シマフクロウ等の希少種の餌となることから、魚類の生息へ著しい影響を与えるような捕獲は行わないこと。

(2) 山岳部に関する事項

ア. 安全管理

山岳部、特に硫黄山から半島先端部にかけての地域では、自らの判断で適切なルート選択を行い、安全を確保しなければならない。また、夏にしばしば発生する濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある等極めて厳しい条件下にある。従って、高度な登山技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外は立ち入らないこと。

イ. 溪流釣り

溪流に生息する魚類の多くが陸域と海域の栄養循環に貢献する生態系の重要な構成要素であり、シマフクロウ等の希少種の餌となることから、魚類の生息へ著しい影響を与えるような捕獲は行わないこと。

ウ. その他

目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、放置しないこと。

(3) 沿岸カヤッキングに関する事項

ア. 安全管理

沿岸では、知床岬や斜里側ルシャでの強烈な突風、羅臼側での変わりやすい波や風、また、夏は、しばしば発生する濃霧等悪天候も多い上に、ヒグマの高密度生息地でもある等極めて厳しい条件下にある。従って、高度な技術を持ち、危機に際して的確な判断と行動ができる者以外はカヤックにより立ち入らないこと。

イ. 野生動物への配慮

- ①野生動物の繁殖地には接近しないこと。
- ②海棲哺乳類（クジラ、イルカ、アザラシ等）、海鳥、猛禽類及びヒグマ等の生息行動に影響を与えるような接近や追い回し行為を行わないこと。

ウ. 漁業への影響回避

漁具等が設置されている場合は、近づかないこと。

(4) 河口部サケ・マス釣りに関する事項

ア. 原則

- ①河口部に渡船によって上陸して行うサケ・マス釣りは、決められた区域内とすること。
- ②釣りに際しては、関係法令等を遵守するとともに、資源の保護や陸と海の自然生態系に影響を与えないよう配慮し、釣り魚は、一人で持参して帰還できる程度以下とし、魚卵のみの採捕は行わないこと。
- ③日帰り利用とし、宿泊・野営は行わないこと。
- ④渡船による河口部サケ・マス釣り利用は、親魚の遡上確保等資源保護のため、決められた期間内とすること。

イ. ゴミ処理

残飯等の生ゴミ及び釣り魚やその残滓等は、全て持ち帰ること。

ウ. 騒音

拡声器の使用等静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと。

(5) 動力船による海域利用に関する事項

ア. 安全管理

- ①他の船舶（漁船、シーカヤック等）との事故防止のため、航行速度、距離等に十分配慮すること。
- ②観光船では認可を受けている航路から外れて航行しないこと。

イ. 野生動物への配慮

- ① 野生動物保護のため、海岸部へ必要以上に接近しないこと。
- ② ケイマフリの繁殖地及び生息地であるプユニ岬からエエイシレド岬までの岩壁への接近をさげ、沿岸から100m以上距離を取ること。特に営巣地であるプユニ岬、象の鼻、岩尾別川右岸断崖及び五湖断崖へは接近しないこと。
- ③ 海鳥の繁殖地となっている鮔岩、カプルワタラ、イダシュベワタラ及びタカサラウニへの接近をさげ、100m以上距離を取ること。
- ④海棲哺乳類、海鳥、猛禽類及びヒグマ等の生息行動に影響を与えるような接近や追い回し行為を行わないこと。
- ⑤野生動物に餌を与えないこと。
- ⑥海棲哺乳類が接近してきた場合には、その行動を妨げないよう船の進路を変更するか、状況により減速すること。
- ⑦海中に鯨類の鳴音及び疑似音等鯨類の行動を錯乱させるような人工音を発しないこと。
- ⑧海鳥、猛禽類や岩礁に上陸している海棲哺乳類への影響を与えないよう、陸の近くを航行する場合は低速で航行すること。

ウ. 漁業への影響回避

漁具等が設置されている場合は、近づかないこと。

エ. 騒音

拡声器の使用等静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為や野生動物の行動に影響を与える行為は行わないこと。

オ. その他

船からゴミ等の投棄を行わないこと。

付録

ヒグマ対策について

1 未然防止

- ①「先端部地区」は、ヒグマの高密度生息地であり、いつでもヒグマに遭遇する可能性がある。さらに、当地域のヒグマは、人間を回避せずに大胆に行動する個体も多い。北海道内の他の地域とは状況が大きく異なるので、厳重な安全対策に心がけなければならない。安全確保とヒグマの自然な行動形態を変化させないために以下のことに十分な注意が必要である。しかし、ヒグマに対する対処の方法の詳細のすべてを記載することはできないため、知床自然センターのホームページ等に設けられている情報を事前に入手し、十分な準備を行うこと。
- ②ヒグマの生息密度が特に高く、人間を回避せずに行動する個体が集中しているルシヤ周辺地域（ルシヤ川河口付近を中心にウブシノッタ川からタキノ川の間地域）には立ち入らないこと。
- ③野営の際には、ヒグマに関わる事故を避けるため、テント場、調理場及び食料保管場を、それぞれ十分な距離をおいて分けること。なお、食料やゴミをヒグマに奪われた場合重大な危険が生じるので、フードコンテナを使用する等厳重に保管すること。
- ④クマ撃退スプレー（クマスプレー）、鈴等安全管理、事故防止のための装備を備えること。
- ⑤ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選び、ビニール袋等で密閉して臭いがもれないようにすること。
- ⑥エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合、ヒグマが餌付いているおそれがあり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるので不用意に近づかないこと。
- ⑦ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、見通しの悪い場所では声を出す等あらかじめ人の存在を伝えること。
- ⑧常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡には注意を払うこと。（特にサケ・マス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）
- ⑨夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起りやすいので、原則として行動しないようにすること。
- ⑩ヒグマに餌を与えないこと。

2 遭遇時対応

知床自然センターのホームページ等に設けられている情報を参照すること。

3 事後対応

食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合、あるいは追跡を受けたり、事故が発生した際には、自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。

<参考> 連絡先一覧

○環境省 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所

〒085-8639 北海道釧路市幸町10丁目3番地釧路地方合同庁舎4階

TEL : 0154-32-7500 FAX : 0154-32-7575

<http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/higashihokkaido>

○環境省 ウトロ自然保護官事務所

〒099-4355 北海道斜里郡斜里町

ウトロ東186番地

TEL : 01522-4-2297

FAX : 01522-4-3646

○環境省 羅臼自然保護官事務所

〒086-1822 北海道目梨郡羅臼町

湯の沢388

TEL : 0153-87-2402

FAX : 0153-87-2468

○知床自然センターHP

<http://www.shiretoko.or.jp/>